

垂水市農業委員会会議録

農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づき、第14回垂水市農業委員会総会を開催したので、その内容を記録する。

日 時 令和元年7月25日(木) 午前9時30分～午前10時21分

場 所 議会全員協議会室

出席者

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	重吉 伸哉	6	森 千秋
2	中間 信二	7	村山 繁稔
3	大迫 和昭	8	永吉 浩幸
4	下瀬 秀	9	小畑 良之
5	瀬角 初美	10	葛迫 巧

出席した事務局職員

局 長 楠 木 雅 己

農地係長 美 坂 康 人

主任主事 下 茂 尚 太

主 事 浦 元 駿

付 議 事 件

- (1) 非農地について
- (2) 農地法第3条許可申請について
- (3) 農地法第5条許可申請について
- (4) 農地転用事業計画申請に対する意見決定について
- (5) 農用地利用集積計画の決定について
- (6) 農地所有適格法人の要件確認について
- (7) 垂水市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について

議 事

議 長	あいさつ
係 長	諸般報告
議 長	<p>ただいまから、第 14 回総会を開催いたします。</p> <p>出席委員は 10 名中 10 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>議事録署名委員は、2 番中間委員、3 番大迫委員にお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第 1 号「非農地について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 1 号の 2 ページ及び議案書に同封いたしました住宅地図 1 ページをご覧ください。</p> <p>受付番号 3 番、申請人は、〇〇〇〇様、</p> <p>申請地は、〇〇字〇〇番、地目は畑、面積は 1,083 m²となっております。</p> <p>受付番号 4 番、申請人は同じく、〇〇〇〇様、</p> <p>申請地は、〇〇字〇〇番、地目は、畑、面積は、336 m²となっております。</p> <p>両申請地とも雑種地化、山林化しており、農地として利用することが困難であり、今回、登記地目を畑から雑種地と山林に変更したいとこのことで、非農地証明願いが提出されたところです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>次に、担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。</p>
9 番委員	<p>7 月 16 日私と永吉委員、事務局職員 2 名、計 4 名で現地調査を行いました。</p> <p>申請人は〇〇県に住んでいます〇〇〇〇さんで、申請地の 2 筆について現地を確認したところ、〇〇字〇〇番は果樹がなく、〇〇字〇〇番の方も雑木等が茂っておりました。</p> <p>〇〇地区から説明いたします。現地は垂水市と霧島市の市境にある〇〇〇〇の近くにあり、国道と〇〇の間がありました。どこに畑があるのか外から見ただけでは分かりませんでした。雑木が茂っており、こういうところに植林をしたい言うことだが、本当にできるのか皆さんの意見をお聞きしたい。この辺一体が雑木が茂っており、農地に復元することは不可能な状態だと私は感じましたが、皆さんの意見もお聞きしたい。</p>

	<p>続いて〇〇地区ですが、ここは集落の真上にあり、びわ園でありました。そのびわ園が伐採されて更地になっておりました。</p> <p>畑の北側の境界は砂防工事がされており、南側は廃墟の住宅がありました。こういうところも畑に復元するのは無理と考えます。</p> <p>この2件について皆さんで話をさせていただきたいと思います。</p>
議長	<p>事務局で一緒に現地調査に行った職員の意見を聞かせてください。</p>
事務局	<p>〇〇地区ですが、急斜面に木が生い茂っており、とても農地に復旧できる状態ではありませんでした。</p> <p>〇〇地区も北側は、がけで、南側の住宅に畑の土砂が少し流れ込んでいる状態でした。びわの木も全て伐採されており、農地への復旧は無理だと思いました。</p>
9番委員	<p>〇〇地区は植林をして山林にするということですが、この場所に植林できるのでしょうか。植林した場合、国道に土砂が流れ込むのではないかと。我々が簡単に山林でいいですよと許可を出すのはいかなものかと思いますが皆さんのご意見をお聞きしたい。</p>
議長	<p>許可を出した後に耕地係と相談して、植林をして問題ないか検討してください。</p>
事務局	<p>許可を出した後、2筆ともちゃんと管理してくださいと指導します。</p>
9番委員	<p>申請人は、〇〇におり、こっちの災害の事とかわからないと思う。今月から一筆調査が始まるので、この辺は農地に復元できない場所とか多々あると思うので地域での見直しをしっかりとしたいと思っています。</p>
6番委員	<p>そこはわざわざ植林をするのですか。そのまま雑木のままで構わないのではないのでしょうか。</p>
9番委員	<p>私から見てもあそこは植林せずにそのまま放置したほうが良いと思います。</p>
事務局	<p>〇〇につきましては山林にするということですが、植林をするのではなく、既に山林化しているので地目を畑から山林に変えたいということでした。</p>
9番委員	<p>それでは、土地は現状のままで地目だけ変えるということですね</p>
事務局	<p>はい。</p>
9番委員	<p>それなら分かりました。現状のままいいです。</p>

議 長	それでは、事務局ならびに担当委員から説明がありましたが、これについて何かご異議はありませんか。
議 場	なし。
議 長	異議がございませんので、議案第 1 号は原案のとおり決定してよろしいですか。
議 場	はい。
議 長	議案第 1 号は原案のとおり決定いたしました。 次に、議案第 2 号「農地法第 3 条許可申請について」を上程いたします。事務局の説明をお願い致します。
事務局	<p>議案第 2 号「農地法第 3 条許可申請について」ご説明申し上げます。</p> <p>議案書は 4 ページになります。合わせて別紙の申請地を示した地図 3 ページからページを御覧下さい。</p> <p>今月の許可申請は 5 件でございます。</p> <p>1 番の譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は、〇〇の〇〇〇〇さんで本人からの希望によります経営拡大のための所有権移転となります。</p> <p>2 番の譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は、〇〇の〇〇〇〇さんで知人間の贈与のための所有権移転となります。</p> <p>3 番の譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は、〇〇の〇〇〇〇さんで親戚間の贈与のための所有権移転となります。</p> <p>4 番の譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は、〇〇の〇〇〇〇さんで親戚間の贈与のための所有権移転となります。</p> <p>5 番の譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は、〇〇の〇〇〇〇さんで親子間の贈与のための所有権移転となります。</p> <p>申請書の記載内容によれば労働力及び機械の確保状況、並びに農作業に必要な技術を有しております。また申請地取得後には農業委員会が定める別段の下限面積を満たし、全部効率的な利用がなされる予定であり、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないと思われることから、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	次に、担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
8 番委員	1 番の譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は、〇〇の〇〇〇〇さんで本人からの希望によります経営拡大のための所有権移転ということで何ら問題はございません。

10番委員	2番の譲渡人は、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは友人であり、〇〇〇〇さんからの贈与のための何ら問題はありません。
3番委員	3番の〇〇〇〇さん、4番の〇〇〇〇さんは〇〇在住で今後も垂水で農業する予定は無く、親戚になる〇〇〇〇さんへの贈与ということで何ら問題はありません。
6番委員	5番の譲渡人は、〇〇〇〇さんは高齢であり、生きているうちに実の娘である〇〇〇〇さんに贈与したいということで何ら問題ありません。
議長	ありがとうございます。 ただ今、担当委員ならびに事務局より説明がありましたが、これについて何かご異議はありませんか。
議場	なし。
議長	異議がございませんので、議案第2号は原案のとおり決定してよろしいですか。
議場	はい。
議長	議案第2号は原案のとおり決定いたしました。 次に、議案第3号「農地法第5条許可申請について」を上程いたします。事務局の説明をお願い致します。
事務局	今月の申請は3件となります。 議案書6ページ及び議案書に同封いたしました住宅地図7ページをご覧ください。 1件目の申請人は、〇〇〇〇様です。 申請地は、〇〇字〇〇番、地目は、畑、面積は、125㎡です。 申請人は、駐車場を所有しておらずこれまで、商業施設の駐車場を借りていたが、商業施設が閉店したため、駐車場が利用できなくなったことから、自宅に近い土地を駐車場と小さな倉庫を建設にする計画です。 2件目の申請人は、〇〇〇〇様です。 申請地は、〇〇字〇〇番、地目は、田、面積は、277㎡です。 申請人は、親戚、来客用の駐車スペースを確保のため、また、申請人の子が申請人の隣に家を建て、そこでピアノ教室を開く予定であり、生徒用の駐車場を確保する必要があることから、自宅に近い土地を駐車場にする計画です。 3件目の申請人は、〇〇〇〇様です。 申請地は、〇〇字〇〇番、地目は、田、面積は、304㎡です。 申請人は、現在借家住まいですが、子どもが成長し家が手狭となった

	ため、実家に近い土地に一般住宅を建設する計画です。
議 長	次に、担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
8 番委員	<p>7月16日私と小畑委員と事務局2名で現地調査を行いました。</p> <p>1件目ですが、申請地に駐車場と小さな倉庫を建設する予定です。周囲は、宅地、畑、道路で申請地は原野化しており、樹木を伐採し、土地を造成するというものでした。排水の面も申請地の西側に側溝があり、そこに流すことで問題ありません。また、隣接地にも影響を及ぼすことはなく、問題ありませんでした。</p> <p>2件目ですが、申請地に親戚や来客用の駐車場を確保したいということでした。現在の駐車場は、家族の車2台しか停められないということであります。申請地の周囲は、宅地と雑種地ではありますが、隣接地に影響を及ぼさないよう境界には擁壁を設け、土砂や雨水を流出しないようにすると約束しましたので、問題はありません。</p> <p>3件目ですが、申請地に一般住宅を建設したいということでした。周囲は宅地と田んぼに囲まれております。汚水生活排水は、合併浄化槽で処理をし、西側の側溝に流すということと被害防除計画のとおりに行いますということと問題ありません。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>次に農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1件目の申請地は、市役所から南へ約1キロに位置し、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域に指定されている区域内にある農地であることから、農地区分は第3種農地の「都市計画用途地域内農地」と判断します。</p> <p>申請人は、〇〇〇〇様です。申請人は、垂水市に居住する個人です。現在、駐車場を所有しておらずこれまで、商業施設の駐車場を借りていたが、商業施設が閉店したため、駐車場が利用できなくなったことから、自宅に近い土地を駐車場にし、洗車道具と食料等を保管する小さな倉庫を建設する計画です。</p> <p>代替地検討を行ったものの、外に適当な土地はなかったとのこと。資金面は借入金で賄う計画で、金融機関の発行した融資証明書が付されております。</p> <p>排水については申請地の西側に側溝があり、そこに流すため、隣接地にも影響を及ぼす問題はありません。</p> <p>2件目の申請地は、市役所から南東へ約600mに位置し、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域に指定されている区域内にある農地であることから、農地区分は第3種農地の「都市計画用途地域内農</p>

	<p>地」と判断します。</p> <p>申請人は、〇〇〇〇様です。申請人は、垂水市に居住する個人です。現在、所有している駐車場では親戚や来客用の駐車場が不足している。また、申請人の子が申請人の隣に家建て、そこでピアノ教室を開く予定であり、生徒用の駐車場が必要であるため、自宅に近い土地を駐車場にする計画です。</p> <p>代替地検討を行ったものの、外に適当な土地はなかったとのこと。資金面は借入金で賄う計画で、金融機関の発行した融資証明書が付されております。</p> <p>被害防除の面では、50センチ盛土をし、土砂や雨水が流出しないように擁壁を設置いたします。</p> <p>また、周囲に影響を及ぼすような農地はありませんでした。</p> <p>排水については水路放流のため、隣接地にも影響を及ぼす問題はありません。</p> <p>3件目の申請地は市役所から南東へ約1キロに位置し、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域に指定されている区域内にある農地であることから、農地区分は第3種農地の「都市計画用途地域内農地」と判断します。</p> <p>申請人は、〇〇〇〇様です。申請人は垂水市に居住する個人です。現在、借家住まいですが、子どもが成長し家が手狭となったため、実家に近い土地に一般住宅を建設する計画です。</p> <p>代替地検討を行ったものの、外に適当な土地はなかったとのこと。資金面は自己資金で賄う計画で、金融機関の発行した残高証明書が付されております。</p> <p>被害防除の面では、申請地は分譲住宅の一画にあり、周囲は住宅に囲まれており影響を及ぼすような農地はありませんでした。</p> <p>用水計画は、公共上水道を利用、雨水排水は水路放流、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽にて処理するとのこと。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	ただ今、担当委員ならびに事務局より説明がありましたが、これについて何かご異議はありませんか。
議 場	なし。
議 長	異議がございませんので、議案第3号は原案のとおり決定してよろしいですか。
議 場	はい。

議 長	<p>議案第3号は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、議案第4号「農地転用事業計画変更申請に対する意見決定について」を上程いたします。事務局の説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>今月の申請は1件となります。</p> <p>議案書9ページ及び議案書に同封いたしました住宅地図 10 ページをご覧ください。</p> <p>申請人は、〇〇〇〇様です。申請地は、〇〇字〇〇番と〇〇番と〇〇番と〇〇番、地目は田、面積は4筆合計で2,806 m²です。</p> <p>申請人は、当初計画である工場建設移転から駐車場への転用への事業計画変更でございます。</p>
議 長	<p>次に、担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願い致します。</p>
8 番委員	<p>7月16日に、私と永吉委員と事務局2名で現地調査を行いました。</p> <p>当初、平成29年8月7日に農地法第5条許可申請書が出されました。8月25日当委員会の総会で許可相当の意思決定が出され、平成30年1月19日に県より農地転用許可が出された案件でございます。</p> <p>申請地に工場建設移転の予定でしたが、災害による保険金の関係で、現在の工場、機械等の修理をしなくてはならなかったため、当分の間は、現工場で事業をすることとなりました。</p> <p>申請人の〇〇〇〇さんは〇〇業をされておりまして、現在の状況としましては、従業員の駐車場に空きスペースがないということと、今後の従業員の増加、送迎バスの駐車場、〇〇〇〇場として申請地が必要とのことです。</p> <p>申請地の周囲は、〇〇施設と田んぼと雑種地と道路と本城川があります。申請地は道路の高さまで、盛り土がしてありますが高さが2メートル位あり危険であるため、周囲に落下防止で柵をするようにこちらからの要望としてお願いをいたしました。</p> <p>申請人も柵を設けるということで、了承を得ました。</p> <p>排水の面も問題なく、近隣の施設や農地に影響を及ぼすこともないため、問題ありません。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>次に農地法に基づく農地転用事業計画変更許可の検討事項について事務局から説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>申請地は、市役所から南東へ約2キロに位置し、農地の広がり10ha未満の農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であり、農振除外後であるため、第二種農地の「その他の農地」に該当すると判断します。</p> <p>申請人は、〇〇〇〇様です。現在、従業員の駐車場の空きスペースが</p>

	<p>ないということと、今後の従業員の増加、送迎バスの駐車場、〇〇〇〇場とする計画です。</p> <p>代替地検討を行ったものの、外に適当な土地はなかったとのこと。資金面は自己資金で賄う計画で、金融機関の発行した残高証明書が付されております。</p> <p>被害防除の面について、申請地は道路の高さまで、盛り土がしてありますが高さが2メートル位あり危険であるため、周囲に落下防止で柵を設けるとのことです。</p> <p>用水排水計画では水路放流で近隣の施設や農地に影響を及ぼすこともないため、問題ありません。</p>
議長	<p>ただ今、担当委員ならびに事務局より説明がありましたが、これについて何かご異議はありませんか。</p>
議長	<p>なし。</p>
議長	<p>異議がございませんので、議案第4号は原案のとおり決定してよろしいですか。</p>
議長	<p>はい。</p>
議長	<p>議案第4号は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。</p> <p>この議案には、19番に〇〇委員、20番から27番に〇〇委員の配偶者が借人となっている事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定により議事に参与できませんので、当該事案の審査開始から終了まで退席をお願い致します。</p> <p>関係議案終了後に入室、着席していただきます。</p> <p>それでは、はじめに1番から18番について事務局の説明をお願いします。</p> <p>事務局の説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、御説明申し上げます。11ページをお開きください。</p> <p>今月は、新規21筆、再契約6筆の合計27筆の利用権設定があり、畑が5,800㎡、田が18,058㎡、合計23,858㎡になります。</p> <p>それでは1番からご説明いたします。</p> <p>1番から5番は新規、〇〇〇〇さんで5年間の使用貸借です。</p> <p>6番は新規、〇〇〇〇さんで5年間の賃貸借です。</p> <p>7番から9番は新規、〇〇〇〇さんで、10年間の賃貸借です。</p>

	10 番から 13 番は再締約、〇〇〇〇さんで 10 年間の賃貸借です。 14 番から 18 番は新規、〇〇〇〇さんで 10 年間の使用貸借です。 以上、これらの内容は農業経営基盤強化促進法第 18 条の第 3 項の要件を満たしております。以上です。
議 長	次に、担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
3 番委員	貸人は、1 番〇〇〇〇さん、2 番 3 番〇〇〇〇さん、4 番 5 番〇〇〇〇さん、借人は、全て〇〇〇〇さんですが新規の契約ということで何ら問題ありません。
8 番委員	6 番借人〇〇〇〇さんで新規の契約ということで何ら問題ありません。
9 番委員	7 番 8 番 9 番貸人の〇〇〇〇さんは借人の〇〇〇〇さんの叔父にあたるということで 10 年間の新規の契約で何ら問題ありません。 10 番から 13 番は〇〇〇〇さんが〇〇〇〇さんから 10 年間再契約で借りるということで何ら問題ありません。
10 番委員	14 番から 18 番は兄弟間の契約であり、10 年間の新規の契約で何ら問題ありません。
議 長	ありがとうございます。 ただ今、事務局ならびに担当委員から説明がありましたが、これについて何かご異議はありませんか。
議 場	なし。
議 長	異議がございませんので、議案第 5 号の 1 番から 18 番は原案のとおり決定してよろしいですか。
議 場	はい。
議 長	議案第 5 号の 1 番から 18 番は原案のとおり決定しました。 次に、議案第 5 号の 19 番を上程いたします。〇〇番、〇〇委員の退席をお願いします。 (〇〇委員退席) 事務局の説明をお願い致します。
事務局	19 番は新規、〇〇〇〇さんで 5 年間の使用貸借です。 以上、これらの内容は農業経営基盤強化促進法第 18 条の第 3 項の要件を満たしております。以上です。
議 長	次に、担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

1 番委員	貸人〇〇〇〇さん、借人〇〇〇〇さん 5 年間の新規の契約で何ら問題ありません。
議 長	ただ今、事務局ならびに担当委員から説明がありましたが、これについて何かご異議はありませんか。
議 場	なし。
議 長	異議がございませんので、議案第 5 号の 19 番につきましては原案のとおり決定してよろしいですか。
議 場	はい。
議 長	議案第 5 号の 19 番は原案のとおり決定しました。 〇〇番〇〇委員の着席をお願いします。
〇〇番委員	(〇〇委員 着席)
議 長	次に、議案第 5 号の 20 番から 27 番を上程いたします。 〇〇番、〇〇委員の退席をお願いします。 (〇〇委員退席) 事務局の説明をお願い致します。
事務局	20 番、21 番、24 番、25 番、26 番、27 番は新規、22 番、23 番は再契約で、借人は〇〇〇〇さんで 10 年間の使用貸借です。 以上、これらの内容は農業経営基盤強化促進法第 18 条の第 3 項の要件を満たしております。以上です。
議 長	次に、担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
4 番委員	20 番から 27 番は、貸人〇〇〇〇さん、借人〇〇〇〇さんで 20 番 21 番は新規、22 番 23 番は再契約、24 番から 27 番は新規で全て 10 年間の使用貸借ということで何ら問題はありません。
議 長	ただ今、事務局ならびに担当委員から説明がありましたが、これについて何かご異議はありませんか。
議 場	なし。
議 長	異議がございませんので、議案第 5 号の 20 番から 27 番につきましては原案のとおり決定してよろしいですか。
議 場	はい。
議 長	議案第 5 号の 20 番から 27 番は原案のとおり決定しました。 〇〇番、〇〇委員の着席をお願いします。

〇〇番委員	(〇〇委員 着席)
議 長	次に、議案第6号「農地所有適格法人の要件確認について」を上程いたします。事務局の説明をお願い致します。
事務局	<p>議案第6号農地所有適格法人の要件確認についてご説明します。14ページをお開きください。</p> <p>今月、〇〇〇〇より農地所有適格法人の届出がありましたので、農林水産省経営局からの「農業委員会の適正な事務実施について」に基づく、「農地法第3条及び第6条の事務の適正化について」の指導により、農地所有適格法人の要件確認について総会に諮る必要があるため提案をいたしました。</p> <p>農地所有適格法人の要件としましては、「法人形態要件」、「構成員要件」、「事業要件」、「業務執行役員要件」の4つに適合しなければなりません。</p> <p>「法人形態要件」としては株式会社、合名会社、合同会社、農事組合法人でなければなりません。当該法人はこの条件を満たしております。</p> <p>次に「構成員要件」ですが、構成員は農地の権利提供者、常時従事者などでなければならぬとされており、当該法人はこの条件を満たしております。</p> <p>次に「事業要件」は主たる事業が農業とその関連事業であることとされており、当該法人はこの条件を満たしております。</p> <p>次に「業務執行役員」は役員のうち半数以上が農業に常時従事し、さらにそのうち1人以上が農作業に従事することとされており、条件を満たしております。</p> <p>以上全て、要件を満たしていることを報告いたします。</p>
議 長	ただいま、事務局から説明がありました。これについて何かご意見ご質問はありませんか。
8番委員	代表取締役の〇〇〇〇さんは、私と同級生でありまして、〇〇〇〇さんが管理している農地が荒地になっている所がありますが、今後は法人化をきっかけに農地をきちんと整備したり、利用権設定もしていない農地もあるので、今後はきちんとする約束したのでいいと思います。以上です。
議 長	異議がございませんので、議案第6号は事務局の報告のとおり確認することに決定してよろしいですか。
議 場	はい。
議 長	議案第6号は原案のとおり決定いたしました。 次に議案第7号「垂水市農業経営基盤の強化の促進に関する基本

	<p>的な構想の変更について」を上程いたします。 事務局の説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>議案第7号について事務局よりご説明いたします。資料は、16ページの市町村基本構想の見直しをご覧ください。</p> <p>本議案は、農業経営基盤強化促進法第6条第4項及び同規則第2条により、市町村が「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」を定め、又はこれを変更しようとするときには農業委員会の意見を聞かなければいけないとされています。</p> <p>今回、垂水市の基本構想を変更しようとすることから、市農林課より農業委員会の意見を求められたため、議案として提出いたしました。</p> <p>昨年、11月に農業経営基盤強化促進法や農地法の一部を改正する法律が施行されました。</p> <p>この一部改正の内容は、農地中間管理事業で相続未登記農地の貸し借りの道、可能性を従来よりも広げようということで、利用権の存続期間の上限が20年となったことです。</p> <p>それに合わせて、垂水市の基本構想の該当部分も現行の10年から20年に見直そうとするものです。</p> <p>これによって、実際には20年間の農地の貸し借りをする方は、すぐには現れないかもしれませんが、法律で認められている枠を用意しておく必要があるため、見直しを行いたいとのことでした。</p> <p>以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、これについて何かご意見ご質問はありませんか。</p>
議場	<p>なし。</p>
議長	<p>異議がございませんので、議案第7号は事務局の報告のとおり確認することに決定してよろしいですか。</p>
議場	<p>はい。</p>
議長	<p>異議がございませんので、議案第7号は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>以上をもちまして、第14回総会を終了します。</p> <p>垂水市農業委員会</p> <p style="text-align: center;">会 長 葛 迫 巧</p> <p style="text-align: center;">署名委員 中 間 信 二</p>

	署名委員 大迫 和昭
--	------------